

卷之三

建築物の外壁又は工作物の表面及び屋根、物件の堆積の遮へい物における色彩等について、色彩の制限基準を設定しています。ただし、着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分には、適用しません。

田淵仲博別の制限其總

卷之三

届出対象行為については、外観の色彩等について、勧告及び変更命令を行うための基準を定めています。

叶生诗集(建德市立图书馆)

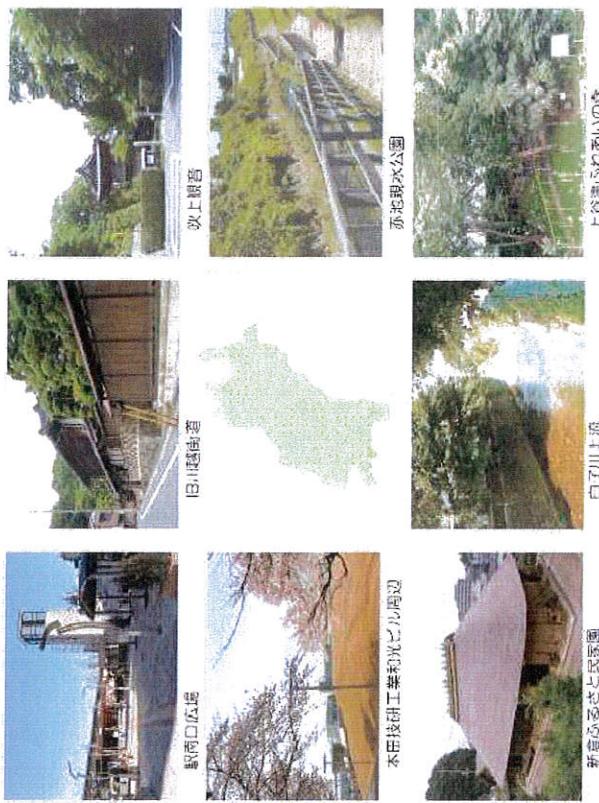
色彩の制限基準（「色彩の制限基準」参照）に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面の全色（着色していない白、上、下、左、右、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外壁の部材を除く）。なお、外壁のうち着色面につき、当該平面の面積の 3 分の 1 を超える部分を除く。

卷之二

次の一いずれかに該当するに該當すると認められるとさ、
ア 呼吸の漏さが3mを超過するとき。
イ 過へい物の漏さがない、又は不十分で、周囲に
ウ 過へい物の漏さがない、又は不十分で、色彩の识别能

和光市景観計画

概要版



市では、市の特徴を生かした地域性豊かな景観に配慮したまちづくりをさらに進めていくとともに、良好な景観の誇導を図るため、和光市景観計画を策定しました。

市は、平成22年4月1日から、景観法に基づく景観行政団体となり、この計画が同日から適用を開始します。

良好な景観の形成のための行為の実行に関する事項

良好な景観を形成するための届出対象行為

次の行為を行う場合は、着手の30日前までに景観法に基づく届出が必要です。

行 動	届出対象行為
建築物の新築・増築・改築、外觀を変更することによる景観影響評価又は色彩の変更	ア 高さが15mを超えるものの又は建築面積が500 m ² を超えるもの(新築、増築若しくは改築、外觀各面積のうち最も大きい面積)を越えて変更することによる修繕、塗装等若しくは色彩の変更 イ 面積が1,000 m ² 以上の開発区域において、それぞれの敷地での建築物の新築
工作物の新設、改築、改変更することによる修繕若しくは構造音又は色彩の変更	高さが10mを超えるものの新設、増築若しくは改築又は外觀のうち各面積の3分の1を超えて変更することによる修繕、塗装等若しくは色彩の変更
良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為	屋外等において行う、燃費物、再生資源その他の物質の堆積(和光市工事等において行う、燃費物、再生資源等の堆積(平成18年条例第28号)第2条第1項第2号に規定するものを除く。)(以下「物件の堆積」という。)であって、当該物件の性能に係る工事地の面積が500 m ² を超える、かつ性能が1.0を超過するもの
※工作物とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、第138条第1項各号に掲げる工作物、第215条各号に掲げる工作場をいいます。 ※避難用除外	※工作物又は第3項各号に掲げる工作場をいいます。 ア 緑地公園法(昭和25年法律第70号)第21条第1項の緑地公園の区域内で行う行為 イ 都市公園法(昭和25年法律第86号)第11条第1項の特別保護区域の新築、増築若しくは改築、外觀を変更することによる修繕若しくは色彩の変更

景観形成基準

(1) 建築物の新築、増築若しくは改築、外觀を変更することによる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

項 目	基 準
配 置	ア 周辺景観の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 イ 建築物の外観の形態や塗装等の形状に配慮し、建物の外観を変更すること。
規 模、大 き さ	ア 建築物の外観に配慮し、周辺景観との連続性に留意すること。 イ 建築物の外観に配慮し、周辺景観との連続性に留意すること。

(2) 工作物の新設、増築若しくは改築、外觀を変更することによる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

項 目	基 準
配 置	ア 周辺景観の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 イ 公共の場所における拠点場所からの眺望の保全に配慮すること。
規 模、大 き さ	ア 工作物の外観に配慮し、周辺景観との連続性に留意すること。 イ 周辺景観の形態と協調した形態とすること。
形 態 意 匠	ア 周辺景観の特性を踏まえ、周辺景観との連続性に留意すること。 イ 周辺のまちなみや建築物の形態と調和した形態とすること。
そ の 他	ア 照明は、周辺景観との調和とその気分に配慮すること。 イ 周辺のまちなみや建築物の形態と調和するように配慮すること。

(3) 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為

項 目	基 準
形 態 意 匠	ア 建物等を配慮する場合は、人の目線より低く塗装など地味にして、色彩の色彩は、周辺景観との調和に配慮し、色彩の制限基準(「色彩の制限基準」参照)に該当する色彩の使用を控えるよ
外 壁	ア 建物本体と調和した外観とすること。
屋 根	ア 建物本体と調和した外観とすること。
壁 み 膜 設	ア 建物本体と調和した外観とすること。